

## 新市立島田市民病院建設基本構想策定委員会設置要綱

### (設置)

第1条 新市立島田市民病院建設基本構想（以下「基本構想」という。）を策定するため、新市立島田市民病院建設基本構想策定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

### (所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 基本構想の策定に関すること。
- (2) 関係部課及び関係機関との連絡調整に関すること。
- (3) 前2号に定めるもののほか、基本構想に関し必要な事項

### (委員会の組織)

第3条 委員会は、次に掲げる職にある者をもって組織する。

- (1) 副市長
- (2) 企画部長
- (3) 健やか・こども部長
- (4) 建設部長
- (5) 市民病院事務部長
- (6) 企画部企画課長
- (7) 企画部政策推進課長
- (8) 企画部財政課長
- (9) 健やか・こども部健康づくり課長
- (10) 建設部都市計画課長
- (11) 建設部建設課長
- (12) 建設部建築住宅課長
- (13) 市民病院事務部経営企画課長
- (14) 市民病院事務部管理課長

### (委員長及び副委員長)

第4条 委員会に、委員長1人及び副委員長2人を置く。

- 2 委員長は、副市長をもって充てる。
- 3 副委員長は、企画部長及び市民病院事務部長をもって充てる。
- 4 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 5 委員長は、委員会の会議（以下「会議」という。）の議長となる。
- 6 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときはその職務を代理し、委員長が欠けたときはその職務を行う。

### (会議)

第5条 会議は、委員長が招集する。

- 2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員会は、必要があると認めるときは、議事に関係のある者に対して出席を求め、その説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。
- 4 委員長が特に緊急を要すると認めたものについては、持ち回り審議により議事を決定することができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、企画部政策推進課において処理する。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成26年2月6日から施行する。
- 2 この要綱は、新市立島田市民病院建設基本構想の策定が完了した日をもって、その効力を失う。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

新市立島田市民病院建設基本構想策定委員会 委員名簿

部 名	職 名	氏 名
	副市長	渡辺 学
企画部	部 長	牛尾 伸吾
	企画課長	大石 保巳
	政策推進課長	森下 庸雄
	財政課長	今村 重則
健やか・こども部	部 長	畑 活年
	健康づくり課長	横田川 雅敏
建設部	部 長	佐久間 章次
	都市計画課長	鈴木 成幸
	建設課長	安原 正明
	建築住宅課長	田村 善彦
病院事務部	部 長	森田 智之
	経営企画課長	落合 昭之
	管理課長	村松 正幸